

放課後児童健全育成事業 広島キリスト教社会館学童クラブ 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団(以下「事業者」という。)が設置する広島キリスト教社会館学童クラブ(以下「事業所」という。)において実施する児童福祉法(1947年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 事業者は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として、事業を実施するものとする。

2 事業者は、利用する児童(以下「利用者」という。)の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。また、差別や偏見を許さない感性や行動力の育成をめざし、事業を運営するものとする。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

4 事業者は、事業の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

5 事業者は、前4項のほか、法、広島市児童福祉施設設備基準等条例(2012年広島市条例第58号)その他の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 広島キリスト教社会館学童クラブ第1「陽だまり」
- (2) 所在地 広島県広島市西区小河南町一丁目13番3号
- 2 (1) 名 称 広島キリスト教社会館学童クラブ第2「こもれ陽」
- (2) 所在地 広島県広島市西区都町2番3号 福三ビル1F
- 3 (1) 名 称 広島キリスト教社会館学童クラブ第3「陽まわり」
- (2) 所在地 広島県広島市西区都町2番3号 福三ビル2F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(第1及び第2及び第3) 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 放課後児童支援員 14名以上(常勤4名(うち1名は管理者兼務)・非常勤10名(うち1名は事務主任))

放課後児童支援員は、児童に対して基礎的な生活習慣を養い、道徳性・社会性を高め、豊かな情操の涵養、健康の増進を図るために必要な生活、遊び等の指導等を行う。

(3) 補助員 11名以上(非常勤11名(うち1名は事務員兼務))

補助員は、放課後児童支援員の業務を補助する。

(4) 事務員 3名以上(常勤1名(管理者及び支援員兼務)・非常勤2名(支援員1名、補助員1名兼務))

事務職員は、事務所運営に必要な事務を行う。

2 (1)～(3)の職員は、事業所毎に必要な職員を確保し事業に支障がない限り(第1及び第2)事業所の兼務を可能とすることができる。

3 (4)の職員は、事業所毎に必要な職員を確保し事業に支障がない限り(第3)事業所の兼務を可能とすることができる。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、都合により、開所日又は開所時間を変更することがある。

(1) 開所日 次の日を除く日

ア 国民の祝日に関する法律(1948年法律第178号)に規定する休日

イ 日曜日

ウ 「広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日」ただし8月13日は除く

エ 12月30日から12月31日まで

オ 1月2日から1月3日まで

(2) 開所時間 次のとおり

ア 学校休業日(イを除く。) 午前8時00分から午後6時30分(第1クラブのみ午後7時00分)まで

イ 土曜日 午前8時00分から午後5時30分(第1クラブのみ午後6時00分)まで

ウ ア及びイ以外の日 午後1時00分から午後6時30分(第1クラブのみ午後7時00分)まで

(支援の内容)

第6条 事業の内容は、次に掲げる内容とする。

- (1) 児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認を始めとする児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の醸成
- (6) 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境の整備及び必要な援助
- (7) 基本的生活習慣を身につけさせることへの援助及び自立に向けた支援
- (8) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (9) その他児童の健全育成上必要な活動

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 事業所が支援の提供に当たって利用者の保護者から徴収する額は、次のとおりとする。

- (1) 利用料 広島市の基準に定める額とする
- (2) おやつ代等 月額 1,500円
中途入退所の場合は、日額 60円×在籍日数とする。
長期休業おやつ代 夏休み 月額 1,500円、冬休み 月額500円、
春休み 月額 1,000円(春休みのみ単年度利用の場合は500円)
- (3) その他行事等の交通費、材料代 実費相当分

(利用定員)

第8条 事業所における利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 広島キリスト教社会館学童クラブ第1「陽だまり」 おおむね 40人
- (2) 広島キリスト教社会館学童クラブ第2「こもれ陽」 おおむね 40人
- (3) 広島キリスト教社会館学童クラブ第3「陽まわり」 おおむね 40人

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市立天満小学校区を中心とする広島市の区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 児童及び保護者は、事業の利用に当たり、事業所が別に定める注意事項に留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所は、児童に体調の急変が生じた場合には、速やかに保護者へ連絡を行うとともに、特に緊急の対応が必要なときは、職員を随行し医療機関に受診させる等必要な措置を講ずる。

- 2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、日頃から周辺関係者との連帯を密にし、非常災害時には速やかに通報するとともに、地域住民の協力が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、児童及び保護者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のため虐待防止委員会・身体拘束適正委員会(PC オンライン等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止に関する研修会に積極的に参加し、研修結果を職員に周知し意識の向上を図る。
- (4) 前3号に掲げる措置を適正に実施するための担当者の設置
- (5) 事業団のサービス向上委員会の意見を聞き、第三者の声に耳を傾け改善する姿勢を常に持つ。
- (6) 虐待は絶対に許されないという認識を常に確認し合う。
- (7) 児童の家族との信頼関係を深め、虐待のサインを見逃さないよう努める。
- (8) 虐待が疑われる事例を発見した場合、些細なことでも、その情報を職員間で共有し、必要に応じ、児童相談所及び広島市放課後対策課に通報する。

(苦情への対応)

第14条 事業所は、支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法(1951年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、業務上知り得た児童又はその家族等の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た児童又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上を図るため、事業者等が実施する研修に参加する機会を設けるものとする。

2 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団と事業所の管理者(管理職)との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2015年 4月 1日から施行する。

2016年 3月 1日 一部改訂 (利用定員)

2016年 4月 1日 一部改訂 (職員の職種、員数及び職務の内容)、(開所日及び開所時間)

2017年 7月21日 一部改訂 (利用定員)

2018年 4月 1日 一部改訂 (職員の職種、員数及び職務の内容)、(開所日及び開所時間)、
(利用定員)、(その他事業の運営に関する重要事項)

2018年 6月 1日 一部改訂 (利用定員)

2019年 4月 1日 一部改訂 (職員の職種、員数及び職務の内容)、(利用定員)

2019年 6月27日 一部改訂 (開所日及び開所時間)

2020年 1月20日 一部改訂 (事業の名称等)、(職員の職種、員数及び職務の内容)、(支援の提供につき
利用者の保護者が支払うべき額)、(利用定員)

2021年 4月 1日 一部改訂 (職員の職種、員数及び職務の内容)、(支援の提供につき利用者の保護者
が支払うべき額)

2022年 4月 1日 一部改訂 (開所日及び開所時間)

2023年 4月 1日 一部改訂 (事業所の名称等)、(職員の職種、員数及び職務の内容)、(支援の提供に
つき利用者の保護者が支払うべき額)、(利用定員)

2025年 4月 1日 一部改訂 (事業所の名称等)、(職員の職種、員数及び職務の内容)、(利用定員)、
(開所日及び開所時間)、(非常災害対策)、(虐待の防止のための措置に関
する事項)